

次世代育成支援対策推進法について

1 次世代育成支援対策推進法のポイント

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月1日施行) 平成27年3月31日を期限とする10年間の時限立法

国が定める指針に即して、都道府県は5年を1期とする「行動計画」を策定し、次世代育成支援に関する10年間の集中的・計画的な取組を推進する。

次世代育成支援地域行動計画策定指針(平成15年8月)

自治体は、次世代育成支援対策推進法に基づく5年を一期とした計画を平成16年度中に策定し、5年後に見直す。(前期17~21年度後期22~26年度)

2 次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

参考

【趣旨】

児童福祉法等の一部を改正する法律案概要

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設(児童福祉法等の一部改正)

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業(保育ママ)、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化(児童福祉法等の一部改正)

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親(養育里親)を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業(ファミリーホーム)を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

(施行期日)

- 原則として平成21年4月1日。(Iの③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、Iの②の里親制度の見直しは平成21年1月1日、家庭的保育事業(保育ママ)の制度化等は平成22年4月1日、IIの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日)